

交通事故分析実施要綱の制定について（概要）

（平成27年6月1日 鹿交企第86号）

本通達は、交通事故分析事務の取扱いについて、必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 趣旨
- 用語の定義
- 実施体制
- 交通事故分析の種類と方法

等である。